

～相談事例～

こんな時、どうするの？ 建設現場で発生する廃棄物の利用



今月号も、協会にあった相談事例を紹介します。

(質問)

当社は茨城県で建設業を営んでおり、土地の造成、建物の解体や新築現場から、木くず、瓦礫、廃プラスチック、汚泥など様々な産業廃棄物が発生します。栃木県では、発生した様々な廃棄物を利用する場合の注意点、留意事項がありましたら御教示ください。

(協会)

栃木県独自の注意点、留意事項と言うわけではありませんが、発生した廃棄物を自ら利用することに問題はありませんが、利用と言う名のもとに処分してはいけません。利用するにあたっては、発生した廃棄物を加工し製品にして利用してください。くれぐれも廃棄物のままの利用は、そのまま利用できるものを除き不適正処理にあたります。例えば、大きなコンクリートの瓦礫をそのまま窪地に埋め立てることは、不法投棄とみなされます。窪地を廃コンクリートで埋め立てる場合は、きちんと破碎し粒度をそろえて、再生骨材（製品）に加工し窪地を埋め立てる必要があります。このほか、冬場の寒い時期に、暖を取ると称してドラム缶などで木くずなどを焼却することも、処分目的とみなされると思います。

栃木県は、東西南北と小山市に環境事務所があり、宇都宮市は中核市になりますので、具体的な利用計画が決まりましたら、利用する場所を所管する事務所に御確認することをお奨めします。栃木県内のどこの場所がどこの所管になるかは、栃木県環境森林部資源循環推進課審査指導班（電話番号；028-623-3154）に御確認下さい。

【5月号記事の訂正】

先月号の記事で、発生場所から仮置き場に運搬した産業廃棄物についても自社物であれば保管期間に制限がないとの記事を掲載しましたが、政令第6条の基準は「許可業者だけにかかる」と勘違いしてしまいました。従いまして、発生場所から一旦持ち出すと、それは「収集運搬途中の保管」の考え方になりますので、当該保管する産業廃棄物の数量は、環境省令で定める場合を除き、当該保管の場所における一日当たりの平均的な搬出量に七を乗じて得られる数量を超えないようにする、いわゆる「積替え保管基準」が適用されます。これは保管量に係る決まりで、直接保管期間に係る制限ではありませんが、御留意ください。私の廃棄物処理法の師匠からの御教示でした。今後とも御指導よろしく申し上げます。

廃棄物処理アドバイザー事業者を募集中！

当協会では、ダイコー事件を発端に排出者責任が強化されたことから、排出事業者の委託契約、 manifests の運用、廃棄物処理法第12条第7項に定める処理状況現地確認等の際に、支援、助言等を行う事業を実施しております。

詳細につきましては、協会へお問い合わせください。TEL028-612-8016

(主な事業)

- 排出事業者と委託業者の契約書確認（契約内容に漏れがないか等）。
- 処理業を継続するには人手不足のため、誰か事業を承継してくれないか。
- manifests等の確認（適正に運用されているか、年次報告が提出されているか等）。
- 処分状況の確認（処分業者の事業場へ出向き、契約書、manifests、処理状況を確認）。
- 処理施設の増設、更新等手続きの指導、助言等。

(その他)

- 契約期間は1年間。
- 料金は1事業所、※年間11万円。（当協会の正会員及び賛助会員は5.5万円）
- ※事業場確認等に係る交通費は、協会の旅費規定により別途料金が発生いたします。